

国民年金

平成 24 年度
国民年金の保険料額は **14,980 円**

届け出を忘れていませんか？

成人、結婚、退職など、ライフステージが変わるごとに年金の届け出が必要です。

手続きをせずにそのままにしておくと、年金額が少なくなったり、受け取れなくなったりする場合がありますので、必ず届け出をしてください。

こんなときは届け出が必要です

▷市役所へ届け出

- ・厚生年金や共済組合に加入していない学生・アルバイト・無職の方が 20 歳になったとき
- ・60 歳未満の方で、会社を退職したとき(ただし、配偶者の扶養になった場合を除く)
- ・配偶者の扶養からはずれたとき
- ・再就職したが、前職を退職して期間があいてしまったとき
- ・海外に居住するとき
- ・海外から帰ったとき

▷配偶者の勤務先へ届け出

- ・厚生年金や共済組合に加入している配偶者に扶養されている方が 20 歳になったとき
- ・結婚や退職などで配偶者の扶養になったとき

国民年金保険料を納めるのが困難なときは・・・

保険料を未納のままにしておくと、老後の年金だけではなく、障害や死亡といった不慮の事態が発生した時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

納付が困難な方は、本人やご家族の前年所得に応じて、免除や猶予を受けられる場合がありますので、詳しくはご相談ください。

制 度	承認期間	申請受付期間	老齢基礎年金額の計算	障がい・遺族基礎年金を受けるための期間	後から保険料を納めるには
▶納付が困難なときは 免除制度	7 月から 翌年 6 月	平成 23 年 7 月から平成 24 年 6 月までの保険料 平成 24 年 7 月 31 日まで	減額になります が、算入されます	入ります	10 年以内なら納める ことができます 承認から 3 年度 目以降は当時の 保険料に法律で 定められた加算 額がつきます。
▶30 歳未満の方は 若年者納付猶予制度		平成 24 年 7 月から平成 25 年 6 月までの保険料 平成 25 年 7 月 31 日まで			
▶学生のための 学生納付特例制度	4 月から 翌年 3 月	平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月までの保険料 平成 25 年 4 月 30 日まで	算入できません		
未納のままにしておくと・・・				入りません	2 年を過ぎると納 めることができま せん

手続きに必要なものは、手続きの内容によって変わりますので、詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 市民サービス課年金係
岩見沢年金事務所(9 西 3) ☎ 22 局 5804